

ラテン・アメリカ政経学会規約

(1964 年 9 月 26 日制定)

(1980 年 11 月 8 日改正)

(1988 年 10 月 22 日改正)

(1994 年 11 月 12 日改正)

(2001 年 11 月 11 日改正)

(2004 年 11 月 13 日改正)

(2009 年 11 月 29 日改正)

(2011 年 11 月 13 日改正)

(2023 年 11 月 26 日改正)

(2025 年 11 月 29 日改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、ラテン・アメリカ政経学会（英語名 Japan Society of Social Science on Latin America, スペイン語 Sociedad Japonesa de Ciencias Sociales de América Latina, ポルトガル語 Sociedade Japonesa de Ciências Sociais da América Latina）と称する。

第 2 章 目的および事業

第 2 条 本会は、ラテン・アメリカに関する社会科学研究、研究成果の普及、ならびに研究者相互の協力の促進をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究会および講演会の開催
- (2) 機関誌の刊行
- (3) 会員相互の連絡及び交流
- (4) 内外学会および関係諸団体との交流
- (5) 研究者の養成に関する事業
- (6) その他本会の目的に合致する事業

第 3 章 会計年度

第 4 条 本会の会計年度は各年の 1 月から 12 月までとする。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的とする研究に従事する次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。会員の区分については別に定める。会員は、研究会、会員総会、講演会などに出席し、機関誌に投稿することができる。

- 1) 正会員
- 2) 学生会員
- 3) シニア会員
- 4) 維持会員

第6条 会員になろうとする者は、会員1名の推薦をもって申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第7条 会員は毎年会費を納めるものとする。各会員区分の会費については別に定める。3ヶ年以上にわたり会費を納めない者は会員である資格を失うことがある。

第8条 本会の目的に賛同し、その事業の達成を援助するため、会員総会の定めるところに従って維持会費を納入する法人を維持会員とする。維持会員は、本会出版物の配付を受け、維持会員たる法人に所属する者は、本会の会員総会、研究会、その他の会合に出席し、また研究調査の報告をすることができる。

第5章 役員

第9条 本会は、理事若干名と監事2名を置く。理事および監事は会員中より選出するものとし、その手続は別に定める。

第10条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。理事は理事長を互選する。理事長を二期務めた者は理事長選任を辞退することができる。理事長は本会を代表し、会務を統括する。理事長に支障があるときは、理事長が指名した理事が理事長の職務を代行する。

第11条 理事は次の各号の会務を執行する。

- 1) 総務（規約等の管理、会員名簿の管理、顕彰担当を含む）
- 2) 会計
- 3) ウェブサイト管理
- 4) メーリングリスト管理
- 5) 『ラテン・アメリカ論集』編集
- 6) 研究会等の企画運営
- 7) 全国大会プログラム編成
- 8) 他組織との交流
- 9) その他第3条で規定される業務

第 12 条 理事会は第 11 条に規定される業務を執行するため会員の中より運営委員を委嘱することができる。

第 13 条 理事会は、助言を受けることを目的に、顧問を委嘱することができる。

第 14 条 監事は、会計を監査する。

第 15 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、理事の連続再選は二期を限度とする。

第 6 章 会 員 総 会

第 16 条 会員総会は、毎年 1 回、理事長が招集する。理事会の決定に基づき、臨時会員総会を招集することができる。

第 17 条 会員総会は、事業報告ならびに会計報告の承認、役員の選出、規約の改正、その他本会の基本的重要事項を議決する。

第 18 条 会員総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立し、会員総会の議事は本規約に特別の定めのある場合を除いて出席会員の過半数でこれを決する。第 5 条に定めた会員は各 1 個の議決権を有する。

第 7 章 規約の改正

第 19 条 本規約を変更するには、会員総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

雑 則

事務局 本会の所在地は、理事長の所属機関内あるいは自宅に置く。ほかに支部を置くことができる。

附 則 1) 本会正会員の会費は年 7,000 円とする。学生会員の会費は年 3,000 円とする。シニア会員の会費は 年 3,000 円とする。なお、学生会員とは常勤職をもたない大学院生および大学等に在籍するポスドク研究員であり、その期間は在籍予定期間あるいは 3 年のいずれか短いほうとし、在籍資格の証明があれば延長することができる。学生会員期間終了後は正会員に資格を変更しなければならない。シニア会員とは 60 歳以上で、5 年以上正会員として所属したのち、常勤職を辞した会員をいう。

2) 維持会費は 1 口年 20,000 円以上とする。